

環廃対発第120411005号  
環廃産発第120411002号  
平成24年4月11日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・  
低炭素化促進事業）実施要領について

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）  
交付要綱については、平成24年4月11日環廃対発第120411005号、環廃産発第120411  
002号により一部が改正されたところであるが、これに伴って、「二酸化炭素排出抑制対  
策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）実施要領」の一部を改正  
し、平成24年4月1日から適用する。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

一 廃棄物エネルギー導入事業

(1) 下表の左欄の対象施設の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

対象施設	対象の条件																				
ア 廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が23%相当以上（規模により異なる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設規模（t/日）</th> <th>熱回収率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200以下</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>200超、300以下</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>300超、450以下</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>450超、600以下</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>600超、800以下</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>800超、1,000以下</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>1,000超、1,400以下</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>1,400超、1,800以下</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1,800超</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない</p>	施設規模（t/日）	熱回収率（%）	200以下	15.5	200超、300以下	17.0	300超、450以下	18.5	450超、600以下	20.0	600超、800以下	21.0	800超、1,000以下	22.0	1,000超、1,400以下	23.0	1,400超、1,800以下	24.0	1,800超	25.0
施設規模（t/日）	熱回収率（%）																				
200以下	15.5																				
200超、300以下	17.0																				
300超、450以下	18.5																				
450超、600以下	20.0																				
600超、800以下	21.0																				
800超、1,000以下	22.0																				
1,000超、1,400以下	23.0																				
1,400超、1,800以下	24.0																				
1,800超	25.0																				
イ バイオマス発電	<p>(ア)蒸気タービン方式 ・発電効率：10%以上</p> <p>(イ)その他の発電方式 ・発電効率：25%以上</p>																				
ウ バイオマス熱供給	<p>バイオマスから得られ、利用される熱量 1.26GJ/h(0.3Gcal/h)以上</p>																				
エ バイオマスコージエネレーション	<p>・発電出力50kW以上 ・省エネ率10%以上</p>																				
オ 廃棄物燃料製造	<p>・エネルギー回収率：60%以上</p>																				

カ バイオマス燃料製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> <li>固化 1 2. 5 6MJ/kg(3, 0 0 0kcal/kg)以上</li> <li>液化 3 3. 4 9MJ/kg(8, 0 0 0kcal/kg)以上</li> <li>ガス化 4. 1 9MJ/Nm<sup>3</sup>(1, 0 0 0kcal/Nm<sup>3</sup>)以上</li> </ul> </li> <li>・R P F製造は対象としない</li> </ul> <p>(ア)メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス製造量：3 0 0Nm<sup>3</sup>/日以上</li> <li>・発熱量：1 8. 8 4MJ/Nm<sup>3</sup>(4, 5 0 0kcal/Nm<sup>3</sup>)以上</li> </ul> <p>(イ)メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー回収率：5 0 %以上</li> <li>・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> <li>固化 1 2. 5 6MJ/kg(3, 0 0 0kcal/kg)以上</li> <li>液化 1 6. 7 5MJ/kg(4, 0 0 0kcal/kg)以上</li> <li>ガス化 4. 1 9MJ/Nm<sup>3</sup>(1, 0 0 0kcal/Nm<sup>3</sup>)以上</li> </ul> </li> <li>・バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない</li> </ul>
キ ごみ発電ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画するすべてのごみ発電施設における総発電量の増量：1 0GWh/年以上</li> <li>・参画するすべてのごみ発電施設におけるネットワーク全体での発電効率：2 %以上の向上</li> </ul>
ク 熱輸送システム	<p>廃棄物から得られ、輸送される熱量</p> <p>1 2. 5 6GJ/日 (3. 0Gcal/日) 以上</p>

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものであること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでないこと。

(3) 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。

(4) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。

ア 情報公開等を行うに当たっては、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならないこと。

イ 処理施設の稼働開始後5年間は、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに大臣に報告しなければならないこと。

(5) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。

(6) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。

(7) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。

ア 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計するとともに、当該効果が十分高いものであると判断できること。

イ 処理施設の稼働開始後4年間は、前年度におけるエネルギー起源二酸化炭素削減量等を記載した施設の利用状況を大臣に報告しなければならないこと。

(8) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

(9) 事業者の取組として先進的であること。

(10) (1)の表の左欄のアで熱供給を行う施設の場合及びウ～カの対象施設においては、熱利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。

(11) (1)の表の左欄のアの対象施設においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。

(12) (1)の表の左欄のキの対象施設においては、電源となるごみ発電施設が確定している旨が証明でき、かつ、地域のごみ発電施設の相当数を電源とする場合を除き、原則として、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするものであること。

(13) (1)の表の左欄のクの対象施設においては、熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定している旨を証明できること。

(14) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。

(15) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。

(16) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。

## 二 電動式塵芥収集車導入補助事業

(1) 電動式塵芥収集車（車両総重量3.5t超の廃棄物収集車に限る。以下同じ。）を導入する業務であること。

(2) 車載した二次電池に外部から充電する方式のものにおいては、4kWh以上の容量の二次電池を搭載すること。

(3) 車載した専用の発電機（5kVA以上）で発電した電力を蓄電装置に充電する方式のものにおいては、車両減速時回生エネルギーで発電する制御を有するとともに、蓄電装置の容量は200Wh以上であり、走行充電と積込作動を繰り返すことができる構造であること。

- (4) (2)又は(3)の方式により、空車から満積載し、排出するまでの一連の作業を、積み込み時にエンジンを停止した状態で行うことができること。

## 第2 交付の対象となる事業の範囲

### 一 廃棄物エネルギー導入事業

施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。

### 二 電動式塵芥収集車導入補助事業

電動式塵芥収集車の導入に係る事業（導入にあたり、同時に当該車両をハイブリッド自動車又は天然ガス自動車とする事業を含む）とする。

## 第3 交付の対象となる施設の範囲

廃棄物エネルギー導入事業における交付の対象となる施設の範囲は、次のとおりである。

### (1) 廃棄物高効率熱回収

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 燃焼ガス冷却設備

エ 発電設備

オ 熱供給設備

カ 排ガス処理設備

キ 通風設備

ク 灰出し設備

ケ 排水処理設備

コ 不燃物処理・資源化設備

サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

### (2) バイオマス発電

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

エ 燃焼ガス冷却設備

オ 発電設備

カ 排ガス処理設備

キ 通風設備

ク 灰出し設備

ケ 排水処理設備

コ 不燃物処理・資源化設備

サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(3) バイオマス熱供給

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

エ 燃焼ガス冷却設備

オ 熱供給設備

カ 排ガス処理設備

キ 通風設備

ク 灰出し設備

ケ 排水処理設備

コ 不燃物処理・資源化設備

サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(4) バイオマスコージェネレーション

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

エ 燃焼ガス冷却設備

オ 発電設備

カ 熱供給設備

キ 排ガス処理設備

ク 通風設備

ケ 灰出し設備

コ 排水処理設備

サ 不燃物処理・資源化設備

シ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ス 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(5) 廃棄物燃料製造

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 脱水・乾燥設備

ウ 焼結設備

エ 熔融設備

オ 破碎設備

カ 選別・分級設備

キ 圧縮設備

- ク 排ガス処理設備
- ケ 固形化設備
- コ 搬出設備
- サ 排水処理設備
- シ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(6) バイオマス燃料製造

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 脱水・乾燥設備
- ウ 焼結設備
- エ 熔融設備
- オ 破碎設備
- カ 選別・分級設備
- キ 圧縮設備
- ク 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ 排ガス処理設備
- コ 固形化設備
- サ 搬出設備
- シ 排水処理設備
- ス 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(7) ごみ発電ネットワーク

- ア 発電に必要な設備
- イ 蓄電に必要な設備
- ウ 電力制御に必要な設備
- エ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(8) 熱輸送システム

- ア 熱供給に必要な設備
- イ 熱交換に必要な設備
- ウ 熱輸送に必要な設備
- エ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

第4 補助対象事業費の算定要領

一 廃棄物エネルギー導入事業

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、事業の主体をなす施設の工事費であって、廃棄物処理及び処理に伴う

エネルギー利用のための設備の設置に係る工事費について算定すること。

## (2) 工事費

### ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

#### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

#### (イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

### イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

#### (ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

#### (イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

## 2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

## 二 電動式塵芥収集車導入補助事業

別表に掲げる種目に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。

## 附則

この実施要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 別 表

1 種 目	2 補助金の基準額
(1) 電動式塵芥収集車	7, 0 0 0 千円
(2) ハイブリッド自動車 ((1) の導入にあたり、同時に当該車両を天然ガス自動車とする事業に限る)	8 3 5 千円
(3) 天然ガス自動車 (圧縮天然ガス及び液化天然ガス) ((1) の導入にあたり、同時に当該車両を天然ガス自動車とする事業に限る)	9 0 0 千円